



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

大阪労働局

Press Release

天満労働基準監督署発表
令和7年3月13日

天満労働基準監督署
電話 06-7713-2003

労働基準法違反の疑いで書類送検

(賃金の一部を支払わなかった疑い)

令和7年3月13日、天満労働基準監督署(署長 まつうらようすけ 松浦洋介)は、東雲フーズ株式 しののめ 会社及び同社代表取締役を労働基準法違反の疑いで、大阪地方検察庁に書類送検した。

記

1 被疑者

- しののめ 東雲フーズ株式会社(以下「被疑会社」という。)
本社所在地 大阪市北区梅田
事業内容 飲食業
- 同社代表取締役 A(以下「被疑者 A」という。)

2 違反条文等

労働基準法違反

同法第24条

同法第120条第1号(罰則)

同法第121条第1項(両罰規定)

3 事件の概要

被疑者 A は、被疑会社所属の特定技能外国人である労働者 B に対して、法定の除外事由がないのに、労務管理費という名目で、本来特定技能外国人に負担させてはならない登録支援機関に支払うべき依頼料を毎月の賃金から控除し、それぞれの所定支払日に、賃金の一部を支払わなかったものである。

4 参考

関係条文は別紙のとおり。

労働基準法（昭和三・四・七 法律第四九号）

（賃金の支払）

第二十四条 賃金は、通貨で、直接労働者に、その全額を支払わなければならない。ただし、法令若しくは労働協約に別段の定めがある場合又は厚生労働省令で定める賃金について確実な支払の方法で厚生労働省令で定めるものによる場合においては、通貨以外のもので支払い、また、法令に別段の定めがある場合又は当該事業場の労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者との書面による協定がある場合においては、賃金の一部を控除して支払うことができる。

2 賃金は、毎月一回以上、一定の期日を定めて支払わなければならない。ただし、臨時に支払われる賃金、賞与その他これに準ずるもので厚生労働省令で定める賃金(第八十九条において「臨時の賃金等」という。)については、この限りでない。

（罰則）

第二百十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十四条、第十五条第一項若しくは第三項、第十八条第七項、第二十二条第一項から第三項まで、第二十三条から第二十七条まで、第三十二条の二第二項（第三十二条の三第四項、第三十二条の四第四項及び第三十二条の五第三項において準用する場合を含む。）、第三十二条の五第二項、第三十三条第一項ただし書、第三十八条の二第三項（第三十八条の三第二項において準用する場合を含む。）、第三十九条第七項、第五十七条から第五十九条まで、第六十四条、第六十八条、第八十九条、第九十条第一項、第九十一条、第九十五条第一項若しくは第二項、第九十六条の二第一項、第百五条（第百条第三項において準用する場合を含む。）又は第百六条から第百九条までの規定に違反した者

二～五 （略）

（両罰規定）

第二百十一条 この法律の違反行為をした者が、当該事業の労働者に関する事項について、事業主のために行為した代理人、使用人その他の従業者である場合においては、事業主に対しても各本条の罰金刑を科する。ただし、事業主(事業主が法人である場合においてはその代表者、事業主が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人である場合においてはその法定代理人(法定代理人が法人であるときは、その代表者)を事業主とする。次項において同じ。)が違反の防止に必要な措置をした場合においては、この限りでない。

2 （略）